

広報行事实施のお知らせ (令和4年9月・10月分)

福島地方裁判所管内

調停制度100周年記念 民事調停制度説明会（法の日週間行事） (10月17日実施)



今年10月に調停制度が発足100年を迎えたことを記念して、民事調停制度説明会が開かれました。

当日には、県内各地から13人の方々に御参加いただきました。講師は、現役調停委員の青山民子調停委員と渡邊恵一調停委員、福島簡易裁判所中鉢功裁判官、同阿部政志裁判官、同安川功庶務課長です。

説明会は、①簡裁課長からの調停制度に関する説明②裁判官や調停委員らによる模擬調停の実演③調停室などの見学④裁判官と調停委員による質疑応答の順に進行しました。



参加者には、参加募集開始の早期から応募していただいた方も多く、真剣に制度説明や模擬調停の実演を視聴していただきました。

質疑応答においては、参加者から「土地の境界に関する争いごとは、調停手続になじむのか。」という質問があり、講師が「個人的な経験に基づく感覚ではあるが、とてもなじむと思う。人間関係の維持を前提として話し合いを進めることができるほか、調停を成立させる時に道義的条項を盛り込むこともできるなど、調停手続では、互譲の精神に基づいた柔軟な解決が可能となるからである。」と答えるなどしていました。

参加者アンケートに「有意義だった」とほとんどの方が回答してくださった等、皆さんが調停制度により興味を持ち、理解を深めてくださった様子がうかがえました。

その他、以下の団体について、裁判所見学や出前講義を実施いたしました！

* 裁判所見学 *

- ◆ 飯坂小学校6年生の皆さん・福島法人会女性部会の皆さん(9月29日)
女性会主催の租税教室の中で、裁判所を見学していただきました。法廷の造りや設置されている機器などに関心を持ってくださっている様子が伝わりました。

* 出前講義 *

- ◆ あさか開成高校3年生の皆さん(10月17日・19日)
同校において、裁判員裁判についての出前講義が行われました。福島地裁郡山支部小野寺健太裁判官が講師を務め、制度説明を行った後で、介護疲れによる夫婦間の殺人事件を題材に、被告人に判決を下すにあたり執行猶予を付けるべきかどうかについて、生徒の皆さんが裁判官を交えて話し合いました。

感染症対策に御協力の上で
見学等をしていただき、
ありがとうございました♪



▲ かーくん

裁判所では、いつでも裁判所見学・出前講義の申込みを受け付けています。

学校に、職場に、裁判官や裁判所職員を招いて、直接質問してみませんか？

出前講義は、オンラインでも実施可能です！講義内容についても、お気軽にご相談ください♪

(お問い合わせ先：福島地方裁判所事務局総務課広報係 TEL024-534-2194)